

あいち食の安全・安心推進アクションプラン案 新旧対照表（主要な項目のみ）

改訂項目	ページ	新	旧
食品表示法関係	p. 25	アクション16 食品表示の調査・監視	アクション16 <u>JAS法を始めとする食品表示の調査・監視</u>
		<p>社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、<u>食品表示法（旧JAS法部分）の遵守状況調査、食品表示110番や食の総合相談窓口の設置及び食品表示法表示監視を行います。</u> 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品の販売店舗などへの<u>食品表示法(旧JAS法部分)遵守状況調査</u>を実施します。 ● 食品表示110番（電話：052-951-3893）を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。 ● 農林水産部職員及び食品衛生監視員による<u>食品表示法表示監視</u>を実施します。 ● 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、<u>食品表示法及び景品表示法に基づく食品表示に関する普及啓発研修会</u>を開催します。 	<p>社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、<u>JAS法に基づく食品表示の遵守状況調査、食品表示110番の設置及びJAS法表示監視を行うとともに</u>、県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品の販売店舗などへの<u>JAS法遵守状況調査</u>を実施します。 ● 食品表示110番（電話：052-951-3893）を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。 ● 農林水産部職員に<u>加え食品衛生監視員によるJAS法表示監視</u>を実施します。 ● 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、<u>JAS法、食品衛生法、景品表示法に基づく食品表示に関する普及啓発研修会</u>を開催します。
HACCP 導入関係	p. 18	アクション9 <u>HACCPに基づいた食品営業者の自主管理の推進</u>	アクション9 <u>愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進</u>
		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>愛知県食品衛生条例の改正により導入された、従来型基準と HACCP 導入型基準の選択制度について営業者に周知を行い、食品事業者が自主的に HACCP に基づいた管理に取り組むよう、食品事業者の指導を行っていきます。</u> 	
廃棄物処理関係	p. 17	<p>(アクション8に追加) <u>また、廃棄した食品が適切に廃棄されず、不正に食品として流通することは、食の安全・安心の観点から、あってはならないことです。</u> <u>そのようなことが起こらないよう、食品事業者に対しては、廃棄物を処理する際は、関係法令に基づき適切に行なうよう指導を行っていきます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>廃棄処分された食品が不正に流通しないよう、食品事業者に対しては、廃棄物を処理する際は、関係法令に基づき適切に行なうよう指導を行っていきます。</u> 	
畜産課等のトレーサビリティシステムへの支援事業等廃止関係	p. 17	<p>アクション8 <u>食品流通における食の安全・安心の確保</u> (アクション名を変更し、畜産課及び園芸農産課の事業を削除するとともに、廃棄物処理に関する指導を記載)</p>	アクション8 <u>農畜産物のトレーサビリティシステムの推進</u>
BSE 関係	p. 11	<p>アクション2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農場段階で発生する <u>48</u>か月齢以上の死亡牛について、BSEの検査を実施します。 	<p>アクション2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農場段階で発生する <u>24</u>か月齢以上の死亡牛について、BSEの検査を実施します。
食の不安要因に対する対応関係	p. 21	<p>アクション12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、監視を行います。<u>また、牛肝臓及び豚肉（内臓を含む）が生食されることのないよう、監視を行います。</u> ● <u>非許可食品製造施設の届出制度に基づき、施設を把握するとともに、監視指導を行います。</u> 	<p>アクション12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、<u>重点的に監視</u>を行います。
	p. 28	<p>アクション19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>「食の安全・安心推進情報サービス」Facebook ページ</u>を開設し、<u>食の安全・安心に関する情報を定期的に発信</u>します。 	